

## 福祉・介護職員等処遇改善加算算定に係る「見える化要件」について

令和6（2024）年6月の障害福祉サービス等報酬改定において、今までの加算が一本化され「福祉・介護職員等処遇改善加算」が創設されました。加算要件のひとつである職場環境等要件の当法人の取り組みについて下記の通り公表いたします。

### 処遇改善加算取得状況について

・各事業所の介護職員等処遇改善加算（以下、新加算）の取得状況は以下の通りです。

事業所名	加算区分	事業所名	加算区分
障がい者ヘルパーセンターあんず	新加算Ⅰ	障がい児童デイサービスセンターくれよん	新加算Ⅰ
障がい者生活介護センターかがやき	新加算Ⅰ	障がい者支援施設はばたき	新加算Ⅰ
障がい者生活介護センターさらり	新加算Ⅰ	障がい者支援施設あいのその	新加算Ⅰ
大王通所介護事業所	新加算Ⅰ	障がい者支援施設えりはら	新加算Ⅰ
浜島通所介護事業所	新加算Ⅰ	障がい者就労支援事業所ひまわり	新加算Ⅰ

### 職場環境要件について

区分	内容	法人としての取り組み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	毎年度、事業計画書と事業報告書を作成し、ホームページに掲載している。
	職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	地域の中学生の職場体験の受入れや、お祭り等への参加を行っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	・専門性の高い支援技術に対する研修については業務扱いとしており、また受講料や交通費等これに係る費用負担も法人負担にて実施している。 ・研修受講時の勤務シフトの調整や有給休暇の取得についての配慮を行っている。
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備	有給休暇の取得率の目標を一般事業主行動計画において付与日数の60%以上と定め、取得を促している。
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	雇用管理やハラスメント等の各種相談窓口を設置し、個別に対応している。

区分	内容	法人としての取り組み
両立支援・多様な働き方の推進	障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮	多目的トイレの設置や障がいの特性に応じた業務への配置等、随時コミュニケーションを取りながら対応している。
腰痛を含む心身の健康管理	福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施	腰痛対策を含む介護技術等に関する研修に参加し、事業所内で伝達講習を行っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	対応マニュアルを作成し運用している。
生産性向上のための業務改善の取組	5 S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備	毎日意識しながら業務に取り組み、適宜アルコール消毒等ウイルス対策にも配慮している。
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	業務日誌等に記録し、職員間で情報の共有に努めている。
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎月事業所連携会議や職員会議を開催し、課題等の検討に取り組み、職員の利用者支援のスキルアップに努めている。
	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	各種行事やイベント等に参加し、交流を図っている。
	支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	職員会議や支援会議を適宜開催し、様々な情報の共有に努めている。